



# ようこそ、学童保育へ！

編集部

春、学童保育の新たな生活がはじまり、出会い・つながりが広がっています。本稿では、学童保育の成り立ちと役割、私たちが大切にしていることについて、皆さんと一緒にたしかめたいです。

\* \* \*

「ただいま!」「おかえり〜」。学童保育に帰ってきた子どもたちは、遊んだり、宿題をしたり、団らんを楽しんだり、一緒におやつを食べるなどして過ごします。体調が悪いときには静養します。このほかにも、身のまわりの整理整頓、衣服の調整、清潔の維持、休息などの基本的生活に属すること、

そして係・当番活動、行事の取り組みなど、生活全般に関わるさまざまなことを行います。

私たちは、子ども・指導員・保護者が共に行う、「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」を、「生活づくり」と呼んで大切にしてきました。

この生活づくりのなかには、指導員が「学童保育での子ども様子を保護者に伝えること」も含まれます。一人ひとりの子ども様子や指導員の関わりを保護者にていねいに伝えることは、指導員の欠かせない仕事の一つです。また、保護者と指導員が子どもの様子

\*学童保育は地域によって、「学童クラブ」「子どもクラブ」「児童ホーム」「育成室」など、さまざまな名称で呼ばれています。国（厚生労働省）は、「放課後児童クラブ」と呼んでいます。



を日常的に伝えあう関係を築くことは、子どもの成長について共通理解を図り、共に子育てをする関係を築くことにつながると同時に、子どもを見つめる双



方の視点を、より豊かなものにします。

このように私たちは、子どもが学童保育を「安心できる毎日の生活の場」ととらえて、自ら進んで通いつづけられるように支えるとともに、保護者と指導員、そして保護者同士が、信頼関係を築きつつ子育てをすることを大切にしてきました。

\* \* \*

学童保育の成り立ちをふり返ると、一九五〇年頃にさかのぼることができません。それ以降、保護者と指導員が力をあわせて自主的につくり、全国各地に広げられてきました。さらに、行政が「保護者が運営する学童保育に補助金を出す」「行政が直接運営する」など、施策として学童保育を実施するようになりまます。そして一九九七年、児童福祉法に「放課後児童健全育成事業」として位置づけられ、その数は急速に増えていきました。

現在、全国各地には二万三〇〇〇か所以上の学童保育があり、一二六万九七三九人の子どもが通っています（二〇一九年、全国学童保育連絡協議会調べ）。

このように、国や自治体が徐々に施策の拡充を図ってきた側面はあるものの、学童保育の実施状況にはさまざまな実態があります。子どもの人数規模の大規模化、利用料や運営のための費用などへの公的保障が不足していること、施設や運営面での条件整備の遅れ、指導員の厳しい労働環境など、子どもが安全に安心して過ごすうえでの困難や課題も多く存在しています。

これらを改善し、子どもにとってよりよい学童保育をつくっていくためには、保護者・指導員をはじめとする学童保育関係者が、「父母会・保護者会」や「学童保育連絡協議会」を通じて、交流・学習・研究を進めたり、行政へ

の働きかけなどを行っていくことが必要です。

ぜひ、折々に本誌も活用していただき、共に、「子どもにとつてよりよい学童保育」をつくり、守る取り組みを進めていきましょう。



\*学童保育は「児童福祉法」に「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」（第六条の三の二）と定められています。

二〇一四年、国は厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を定め、これにもとつて市区町村が「最低基準」となる条例を定めました。また、二〇一五年には国が「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。現在、各地の学童保育は、市区町村の条例と「放課後児童クラブ運営指針」にもとつて運営されています。